指定管理者制度の概要

参考資料

１　指定管理者制度の趣旨

　　　指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第 81 号）により、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」（「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年総務省自治行政局長通知）として、従来の管理委託制度に代えて導入された。

　　　本県では、直営による運営に比べて効果的と判断される施設に、平成17年度から順次、制度を導入している。具体的には、県の直営で管理するよりも県民サービスの向上と経費の節減を見込むことができる場合で、例えば民間において同種の事業が行われているような施設は制度導入の対象となる。

２　指定管理者制度の仕組み

　　　指定管理者は「法人その他の団体」であるため個人を指定することはできないが、 法人格は必ずしも必要ではない。

　　　指定管理者は、公の施設の管理権限を県から委任され、条例の定めに従って行政処分としての使用許可を行うことができる。

　　　ただし、使用料の強制徴収（法第231条の３）、審査請求に対する決定（法第244条の４）及び行政財産の使用許可（法第238条の４第７項）等、法令により知事のみが行うことができる権限は指定管理者に行わせることができない。

３　指定期間

　　　指定期間には、「法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運 営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて定めること」（「指定管理者制度の運用について」（平成22年総務省自治行政局長通知）。）とされている。

　　　本県では、５年を基本としているが、施設の性格・特性、状況等に応じて、５年より長期又は短期の指定期間を設定することができる。

５年より長い指定期間を設定した例としては、ＰＦＩにより整備した施設、入所者のいる社会福祉施設、民間等への移譲検討に伴い指定期間を延長した施設、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い指定期間を延長した施設等がある。

４　指定管理者の募集

　　　本県の指定管理者の募集は公募によるプロポーザル方式が原則で、非公募による選定は例外である（緊急の場合など一定の条件を満たした場合に限定される）。平成22年総務省通知でも、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とされている。